

## 東日本大震災に関する災害廃棄物処理について

- 東日本大震災に伴う災害廃棄物について、11月21日の国からの回答については、県民の皆様のご理解とご納得を得るための情報を得ることができませんでした。このため、市町村に意見照会し、市町村から寄せられた意見を集約するとともに、本県としての考え方を再度整理し、お手元に配付したとおり、本日、国に対し、要請・質問書を提出することといたしました。
  
- これまでも繰り返し申し上げているとおり、被災地の復興を強く願い、できる限りの支援を行おうとする基本姿勢は、何ら変わりはありません。今回の要請や再質問につきましても災害廃棄物の受入の検討を進める上で、安全かつきめ細かな基準の設定や情報が不可欠であり、国として責任ある主体的な取組を求めているものであります。
  
- 例えば、焼却前の災害廃棄物の受入基準については、受入側自治体個々の判断に委ねるのでなく、国として主体的に明確な基準設定を求めており、また、市町村等から寄せられた意見も踏まえ、最終処分場の浸出水について、現行では、放射性物質に関する維持管理基準が示されていないため、処分場等における、きめ細かなモニタリング手法の必要性について質問しています。

- 本県としては、国や被災地などから提供されるデータなどの情報収集を引き続き行うとともに、今回の要請や質問に対する国からの回答があり次第、市町村と相談し、今後の対応を考えてまいります。